

1 割負担

特別養護老人ホーム うずらはし 利用料金表

ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）

＜令和元年 10月1日 現在＞

- ※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です（ひと月30日で計算しています）。
- ※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます（代行手続が可能です）。

《第1段階利用者》

- ・ 市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者
- ・ 生活保護受給者

(円)

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	口腔加算/月	1か月合計
要介護1	638	12	46	4	8	21	14	300	820	1,863	30	55,920
要介護2	705	12	46	4	8	21	14	300	820	1,930	30	57,930
要介護3	778	12	46	4	8	21	14	300	820	2,003	30	60,120
要介護4	846	12	46	4	8	21	14	300	820	2,071	30	62,160
要介護5	913	12	46	4	8	21	14	300	820	2,138	30	64,170

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

《第2段階利用者》

- ・ 市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	口腔加算/月	1か月合計
要介護1	638	12	46	4	8	21	14	390	820	1,953	30	58,620
要介護2	705	12	46	4	8	21	14	390	820	2,020	30	60,630
要介護3	778	12	46	4	8	21	14	390	820	2,093	30	62,820
要介護4	846	12	46	4	8	21	14	390	820	2,161	30	64,860
要介護5	913	12	46	4	8	21	14	390	820	2,228	30	66,870

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

《第3段階利用者》

- ・ 市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	口腔加算/月	1か月合計
要介護1	638	12	46	4	8	21	14	650	1,310	2,703	30	81,120
要介護2	705	12	46	4	8	21	14	650	1,310	2,770	30	83,130
要介護3	778	12	46	4	8	21	14	650	1,310	2,843	30	85,320
要介護4	846	12	46	4	8	21	14	650	1,310	2,911	30	87,360
要介護5	913	12	46	4	8	21	14	650	1,310	2,978	30	89,370

※高額介護サービス費の負担限度額/24,600円

《基準費用額》

- ・ 市民税課税者
- ・ 市民税課税世帯で、本人は市民税非課税の方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	口腔加算/月	1か月合計
要介護1	638	12	46	4	8	21	14	1,392	2,006	4,141	30	124,260
要介護2	705	12	46	4	8	21	14	1,392	2,006	4,208	30	126,270
要介護3	778	12	46	4	8	21	14	1,392	2,006	4,281	30	128,460
要介護4	846	12	46	4	8	21	14	1,392	2,006	4,349	30	130,500
要介護5	913	12	46	4	8	21	14	1,392	2,006	4,416	30	132,510

※高額介護サービス費の負担限度額/37,200円

- ・ 市民税課税者（課税所得145万円以上で年収が520万（単身世帯で383万円）以上などの現役並み所得に相当する方）
- ※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

加算項目			
初期加算	30/日	低栄養リスク改善加算	300/月
外泊時加算	246/日	再入所時栄養連携加算	400/月
経口移行加算	28/日	褥瘡マネジメント加算	10/月
経口維持加算（Ⅰ）	400/月	看取り介護加算	
経口維持加算（Ⅱ）	100/月	・ 死亡日前4日以上30日以下	144
療養食加算	6/回	・ 死亡日の前日・前々日	680
排泄支援加算	100/月	・ 死亡日	1,280

- ・ サービス内容により基本料金に加算されます。

《補足》処遇改善加算Ⅲ＝
（基本料金＋すべての加算）×0.033

《実費》

その他個人の嗜好によるもの
電気代（コンセント） 1,000円/月

2割負担

特別養護老人ホーム うずらはし 利用料金表

ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

〈令和元年 10月1日 現在〉

- ※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です(ひと月30日で計算しています)。
- ※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます(代行手続が可能です)。

《第1段階利用者》

- ・ 市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者
- ・ 生活保護受給者

(円)

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	口腔加算/月	1か月合計
要介護1	1,276	24	92	8	16	42	28	300	820	2,606	60	78,240
要介護2	1,410	24	92	8	16	42	28	300	820	2,740	60	82,260
要介護3	1,556	24	92	8	16	42	28	300	820	2,886	60	86,640
要介護4	1,692	24	92	8	16	42	28	300	820	3,022	60	90,720
要介護5	1,826	24	92	8	16	42	28	300	820	3,156	60	94,740

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

《第2段階利用者》

- ・ 市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	口腔加算/月	1か月合計
要介護1	1,276	24	92	8	16	42	28	390	820	2,696	60	80,940
要介護2	1,410	24	92	8	16	42	28	390	820	2,830	60	84,960
要介護3	1,556	24	92	8	16	42	28	390	820	2,976	60	89,340
要介護4	1,692	24	92	8	16	42	28	390	820	3,112	60	93,420
要介護5	1,826	24	92	8	16	42	28	390	820	3,246	60	97,440

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

《第3段階利用者》

- ・ 市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	口腔加算/月	1か月合計
要介護1	1,276	24	92	8	16	42	28	650	1,310	3,446	60	103,440
要介護2	1,410	24	92	8	16	42	28	650	1,310	3,580	60	107,460
要介護3	1,556	24	92	8	16	42	28	650	1,310	3,726	60	111,840
要介護4	1,692	24	92	8	16	42	28	650	1,310	3,862	60	115,920
要介護5	1,826	24	92	8	16	42	28	650	1,310	3,996	60	119,940

※高額介護サービス費の負担限度額/24,600円

《基準費用額》

- ・ 市民税課税者
- ・ 市民税課税世帯で、本人は市民税非課税の方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	口腔加算/月	1か月合計
要介護1	1,276	24	92	8	16	42	28	1,392	2,006	4,884	60	146,580
要介護2	1,410	24	92	8	16	42	28	1,392	2,006	5,018	60	150,600
要介護3	1,556	24	92	8	16	42	28	1,392	2,006	5,164	60	154,980
要介護4	1,692	24	92	8	16	42	28	1,392	2,006	5,300	60	159,060
要介護5	1,826	24	92	8	16	42	28	1,392	2,006	5,434	60	163,080

※高額介護サービス費の負担限度額/37,200円

- ・ 市民税課税者(課税所得145万円以上で年収が520万(単身世帯で383万円)以上などの現役並み所得に相当する方)
- ※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

加算項目			
初期加算	60/日	低栄養リスク改善加算	600/月
外泊時加算	492/日	再入所時栄養連携加算	800/月
経口移行加算	56/日	褥瘡マネジメント加算	20/月
経口維持加算(Ⅰ)	800/月	看取り介護加算	
経口維持加算(Ⅱ)	200/月	・ 死亡日前4日以上30日以下	288
療養食加算	12/回	・ 死亡日の前日・前々日	1,360
排泄支援加算	200/月	・ 死亡日	2,560

- ・ サービス内容により基本料金に加算されます。

《補足》処遇改善加算Ⅲ =
(基本料金+すべての加算) × 0.033

《実費》

その他個人の嗜好によるもの
電気代(コンセント) 1,000円/月

3割負担

特別養護老人ホーム うずらはし 利用料金表

ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)

<令和元年 10月1日 現在>

- ※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です(ひと月30日で計算しています)。
- ※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます(代行手続が可能です)。

《第1段階利用者》

- ・ 市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者
- ・ 生活保護受給者

(円)

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	口腔加算/月	1か月合計
要介護1	1,914	36	138	12	24	63	42	300	820	3,349	90	100,560
要介護2	2,115	36	138	12	24	63	42	300	820	3,550	90	106,590
要介護3	2,334	36	138	12	24	63	42	300	820	3,769	90	113,160
要介護4	2,538	36	138	12	24	63	42	300	820	3,973	90	119,280
要介護5	2,739	36	138	12	24	63	42	300	820	4,174	90	125,310

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

《第2段階利用者》

- ・ 市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	口腔加算/月	1か月合計
要介護1	1,914	36	138	12	24	63	42	390	820	3,439	90	103,260
要介護2	2,115	36	138	12	24	63	42	390	820	3,640	90	109,290
要介護3	2,334	36	138	12	24	63	42	390	820	3,859	90	115,860
要介護4	2,538	36	138	12	24	63	42	390	820	4,063	90	121,980
要介護5	2,739	36	138	12	24	63	42	390	820	4,264	90	128,010

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

《第3段階利用者》

- ・ 市民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	口腔加算/月	1か月合計
要介護1	1,914	36	138	12	24	63	42	650	1,310	4,189	90	125,760
要介護2	2,115	36	138	12	24	63	42	650	1,310	4,390	90	131,790
要介護3	2,334	36	138	12	24	63	42	650	1,310	4,609	90	138,360
要介護4	2,538	36	138	12	24	63	42	650	1,310	4,813	90	144,480
要介護5	2,739	36	138	12	24	63	42	650	1,310	5,014	90	150,510

※高額介護サービス費の負担限度額/24,600円

《基準費用額》

- ・ 市民税課税者
- ・ 市民税課税世帯で、本人は市民税非課税の方

区分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マネ	食事代	居室代	1日小計	口腔加算/月	1か月合計
要介護1	1,914	36	138	12	24	63	42	1,392	2,006	5,627	90	168,900
要介護2	2,115	36	138	12	24	63	42	1,392	2,006	5,828	90	174,930
要介護3	2,334	36	138	12	24	63	42	1,392	2,006	6,047	90	181,500
要介護4	2,538	36	138	12	24	63	42	1,392	2,006	6,251	90	187,620
要介護5	2,739	36	138	12	24	63	42	1,392	2,006	6,452	90	193,650

※高額介護サービス費の負担限度額/37,200円

- ・ 市民税課税者(課税所得145万円以上で年収が520万(単身世帯で383万円)以上などの現役並み所得に相当する方)

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

加算項目			
初期加算	90/日	低栄養リスク改善加算	900/月
外泊時加算	738/日	再入所時栄養連携加算	1,200/月
経口移行加算	84/日	褥瘡マネジメント加算	30/月
経口維持加算(Ⅰ)	1,200/月	看取り介護加算	
経口維持加算(Ⅱ)	300/月	・ 死亡日前4日以上30日以下	432
療養食加算	18/回	・ 死亡日の前日・前々日	2,040
排泄支援加算	300/月	・ 死亡日	3,840

- ・ サービス内容により基本料金に加算されます。

《補足》処遇改善加算Ⅲ =
(基本料金+すべての加算) × 0.033

《実費》

その他個人の嗜好によるもの	
電気代(コンセント)	1,000円/月